

入札説明書

東アジア・サマースクール2016
運營業務委託

平成28年5月

公立大学法人奈良県立大学事務局総務課

入 札 説 明 書

東アジア・サマースクール 2016 運營業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記第 7 条の（1）に掲げる者の説明を求めることができません。

第 1 条 公告日 平成 28 年 5 月 16 日（月）

第 2 条 競争入札に付する事項

- 1 入札業務名
東アジア・サマースクール 2016 運營業務委託
- 2 事業の概要
東アジア・サマースクール 2016
 - ア 実施時期 平成 28 年 8 月 18 日（木）から 8 月 30 日（火）まで
 - イ 実施場所 奈良市（中心会場：奈良県立大学）ほか
 - ウ 参加者 東アジア地方政府会合会員地方政府および所属大学から推薦された大学生・大学院生等 45 名（予定）
- 3 その他詳細については、別紙業務仕様書のとおりとします。

第 3 条 競争入札に参加する者に必要な資格

（1）参加資格

本件委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる者としてします。なお、責任の所在を明確にする観点から、複数の事業者で構成される共同企業体による参加は受け付けません。

ア 公立大学法人奈良県立大学契約規則第 2 条第 2 項に該当しないこと。

イ 国税及び地方税を滞納していないこと。

ウ 奈良県の指名停止又は指名留保の措置期間中でないこと。

エ 銀行の取引停止又は差し押さえを受けていないこと。

オ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと又はそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。

カ 奈良県の競争入札参加有資格者で、過去 5 年間に国又は地方公共団体が主催する国際的なフォーラムやセミナーの企画・運營業務の請負実績が 2 件以上あり、かつそのうちの 1 件には開催期間が 5 日間以上の国際的なフォーラムやセミナー（※）の運營業務の請負実績を有すること。

（※）国際的なフォーラムやセミナーとは、日本以外の複数の国からの参加を前提として開催されるフォーラムやセミナー等とする。以下同じ。

キ 円滑な業務運営を行うために、合計 8 名以上の運営スタッフの確保が可能であること。なお、カリキュラム調整担当者は、受託者の正社員であり、過去 5 年間に国又は地方公共団体が主催する開催期間が 5 日間以上の国際的なフォーラムやセミナーにおいて、関係者との事前調整や運営計画の調整等の業務に従事したことがあること、また、全体運営統括責任者（正・副）は受託者の正社員であり、過去 5 年間に国又は地方公共団体が主催する開催期間が 5 日間以上の国際的なフォーラムやセミナーにおいて、運営マニュアルの運用管理やカリキュラムの進行管理等の経験があることなど、各役割に対応したスタッフを揃えること。

第 4 条 入札参加資格の確認

- 1 入札に参加を希望する者は、参加意向申出書（様式 1-1）、参加資格調書（様式 2）、業務受注体制（様式 3、3-1）及び誓約書（様式 4）（以下「入札参加資格申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

<提出期限及び場所等>

- ・提出期限：平成28年5月16日（月）から
平成28年6月7日（火）午後3時まで
（受付は土曜、日曜を除く午前9時～午後5時まで。（最終日を除く））
- ・場 所：〒630-8258 奈良市船橋町10番地
奈良県立大学事務局総務課 企画調整係
電話 0742-22-4978（直通）
- ・調整期日：平成28年6月8日（水）午後3時まで
（提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。）

<提出方法及び部数>

- ・方 法：持参又は郵送
郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「東アジア・サマースクール2016運営業務委託に係る入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。
- ・部 数：各1部

<その他>

- ・入札参加にかかる資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
 - ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
 - ・提出された申請書等は返却しません。
- 2 参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書を提出した者は、参加手続き期間内に参加意向申出書記載事項変更届出書（様式1-2）を添えて、改めて参加意向申出書を提出してください。

第5条 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、通知日の翌日から起算して2日（土曜、日曜、祝祭日を除く。）以内に書面を第3条の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

第6条 入札方法

- (1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書（様式A）、金額内訳明細書及び入札書内訳（以下「入札書類」といいます。）を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙入札書記載例、金額内訳書記載例、入札書内訳記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書類は再度（2回目の）入札を行う場合がありますので2部用意して下さい。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式B）を入札と同時に提出してください。記載については別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載のうえ代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書類を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度（2回目の）入札に参加することができません。
- (6) 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約の手続に入ることがあります。その際、見積書（様式C）が必要となりますので、別紙見積書記載例のとおり作成の上、1部用意して下さい。
- (7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないとき

- は、当該入札事務に関係のない大学職員を立ち合わせて行います。
- (8) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、確認通知書の写しを入札書に同封してください。

第7条 入札説明会および入札書の提出場所等

- (1) 入札説明会および郵送時の入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
〒630-8258 奈良市船橋町10番地
奈良県立大学事務局総務課企画調整係
電話 0742-22-4978（直通）
FAX 0742-22-4991
- (2) 入札説明会の申込期日、申込方法、日時及び場所
申込期日：公告日から平成28年5月30日（月） 午後5時まで
申込方法：別紙説明会参加様式を FAX で（1）に提出し、電話で受信確認をしてください。
説明会日時：平成28年6月 1日（水） 午後2時から午後3時まで
場所：奈良県立大学3号館協働サロン
※出席者は各社2名までとします。
- (3) 入開札の日時及び場所
日時：平成28年6月16日（木） 午後2時
場所：奈良県立大学3号館協働サロン
- (4) 郵便による入札
ア 入札書類は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「東アジア・サマースクール2016 運營業務委託に係る入札書」と朱書きして、平成28年6月15日（水）午後5時までに到着するようにしてください。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書類は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書類の郵便を認めるものとします。
イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書類を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「東アジア・サマースクール2016 運營業務委託に係る入札書（初度入札）」および「東アジア・サマースクール2016 運營業務委託に係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」と各々朱書きして、入開札日の前日午後5時までに到着するようにしてください。
ウ 入札書（様式A）のみ郵送し、金額内訳明細書及び入札書内訳が同封されていない場合、無効の扱いとなります。
エ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書類のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
オ 封緘された入札書類が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書類が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

第8条 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、公立大学法人奈良県立大学契約規則第22条第2項各号のいずれかに該当する者である場合は免除します。

第9条 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 公立大学法人奈良県立大学契約規則第7条に該当する入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) 入札説明会に参加しなかった者の入札
- (5) その他、入札に関する条件に違反した入札

第10条 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者またはその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない大学職員を立ち合わせて行います。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届（様式D）を提出して下さい。記載については別紙一般競争入札辞退届記載例のとおりです。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

第11条 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、落札の日から土曜日、日曜日及び祝日を含む5日以内（特別の理由により必要があると認めるときは指定する日まで）に契約を締結するものとします。

第12条 契約の解除等

落札者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとします。

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本学が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、

遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第13条 その他

- (1) 業務仕様書に関わる質問等については、次に示す連絡先にE-mailで行ってください。質問受付期間は、平成28年6月 7日(火)15時までとします。回答については平成28年6月 7日(火)までに参加意向申出書を提出された方全員に対し、E-mailで行います。
E-mail: summer-school@narapu.ac.jp
- (2) 入札手続に関する質問(証明書記載方法・日程確認等)については電話でも受け付けます。
- (3) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (4) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (5) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。